

第1回 川内川水系水害に強い地域づくり委員会

設立趣旨書・規約(案)・委員名簿

平成19年4月27日

国土交通省 九州地方整備局

川内川河川事務所

川内川水系水害に強い地域づくり委員会 設立趣旨書

平成18年7月洪水により川内川流域では記録を上回る規模の豪雨による大規模な洪水氾濫により甚大な被害を受けました。これにより、平成18年10月4日に激甚災害対策特別緊急事業が採択され、防災・減災を目的とした外水氾濫による家屋の浸水を防ぐための治水対策について築堤・掘削等のハード対策を進めていくこととしています。しかし、洪水からの被害を最小限にするためには、ハード対策に併せて防災情報の提供、土地利用規制等のソフト対策の推進を行う必要があります。

そこで、川内川流域の特性をふまえた水害に強い地域づくりに向けて、防災意識の高揚、被害を軽減させるための住民・マスコミ・行政の連携強化、分かりやすく迅速な防災情報への改善、安全な避難行動の支援、適切な土地利用の誘導等について自助・共助・公助の観点で、多様な視点から技術的に総合検討し、国・県・市・町・住民その他関係機関に対し提言をいただき、その後の行動計画の推進に寄与することを目的として、学識経験者・専門家・流域代表者・マスコミ関係者の方々に構成する「川内川水系水害に強い地域づくり委員会」を設立するものです。

川内川水系水害に強い地域づくり委員会 規 約 (案)

第1条 名称

本委員会は、「川内川水系水害に強い地域づくり委員会」(以下「委員会」という。)と称す。

第2条 設置者

委員会は、国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長が設置する。

第3条 目的

本委員会は、平成18年7月洪水等、度重なる甚大な被害を踏まえ、川内川流域の特性をふまえた実践的に取り組むべき防災・減災対策について自助・共助・公助の観点で議論し、国・県・市・町・住民その他関係機関に対し提言することを目的とする。

第4条 構成

1. 委員会の委員は、国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長が委嘱する。
2. 委員は、学識経験者、専門家、流域代表者及びマスコミ関係者で構成する。
3. 委員の任期は、各機関への提言までとし、必要が生じた場合は再任を妨げないものとする。

第5条 委員長

1. 検討会には、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
2. 委員長は、会務を総括する。
3. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

第6条 委員会

1. 委員会は、委員長が召集し、進行は委員長がこれにあたる。
2. 委員会は、委員総数の三分の二以上の出席がなければ会議を開催することはできない。

第7条 情報公開

委員会は、原則、公開とする。

第8条 事務局

委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所調査課に置き、鶴田ダム管理所、鹿児島県土木部河川課、宮崎県土木部河川課と調整を図りながら運営を行う。

第9条 規約の改正

委員会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

第10条 雑則

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める

付則 本規約は、平成 19 年 月 日より施行する。

川内川水系水害に強い地域づくり委員会

委員名簿

[学識経験者]

しもかわ えつろう
下川 悦郎 (鹿児島大学農学部教授)

ひきた まこと
疋田 誠 (鹿児島工業高等専門学校教授)

[専門家]

くわはら みちお
桑原 道男 (北薩地域消防地区代表消防本部長)

たじま なおみ
田島 直美 (特定非営利活動法人きらり理事長)

なかつら しずお
中面 静雄 (鹿児島県土地改良事業団体連合会始良・伊佐事務所長)

なかまた ともひろ
中俣 知大 (鹿児島県建築士会川薩支部長)

[流域代表者]

いいだ としみ
飯田 利美 (大口市消防団第9分団長)

うち よしひこ
内 喜彦 (さつま町PTA連絡協議会会長)

なかぞの よしかず
中園 凱和 (久住地区水防災事業推進委員長)

なかむら しゅうじ
中村 周二 (菱刈町消防団本城分団長)

むらおか たかあき
村岡 隆明 (川内川えびの会事務局長)

よしはら すすむ
吉原 進 (鹿児島大学名誉教授)

[マスコミ関係者]

ありやま たかし
有山 貴史 (南日本放送編成本部報道部長)

ふくなが しんいち
福永 信一 (南日本新聞社薩摩川内総局長)

やました としふみ
山下 俊文 (NHK 鹿児島放送局放送部長)

敬称略 五十音順

事務局：川内川河川事務所調査課